

香川県司法書士会 法人会員情報

名称	四国司法書士法人
法人番号	39-00001
設立年月日	平成21年1月8日
主たる事務所 TEL / FAX	高松市天神前10番5号 高松セントラルスカイビルディング7F 087-802-1459 / 087-802-2459
業務範囲	<ol style="list-style-type: none">1. 登記又は供託に関する手続きについて代理すること。2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。3. 法務局又は地方法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。4. 前各号の相談に応ずること。5. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行うものを代理し、若しくは補助する業務。6. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。7. 司法書士又は司法書士法人の事務に付帯し、又は密接に関連する業務。
代表社員	緒方 良一(特定社員)
社員	永田 剛 (特定社員)

名 称	司法書士法人あおぞら
法人番号	41-0003-39-00002
設立年月日	平成21年7月15日
主たる事務所 TEL / FAX	高知県高知市薮野北町二丁目1-31-101 088-821-7477 / 088-821-7478
県内の従たる事務所 TEL / FAX	香川県高松市松縄町1012番地8 ベルディ松縄2F-A 087-813-7590 / 087-813-7591
業務範囲	<p>1. 登記又は供託に関する手続について代理すること</p> <p>2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること (ただし、4号に掲げる事務を除く)</p> <p>3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること</p> <p>4. 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること</p> <p>5. 前各号の事務について相談に応ずること</p> <p>6. 簡易裁判所における次に掲げる手続きについて代理すること</p> <p>イ 民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定による手続(口に規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。)であって、訴訟の目的の価格が裁判所法(昭和22年法律第59号)第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>ロ 民事訴訟法第275条の規定による和解の手続又は同法第7編の規定による支払督促の手続であって、請求書の目的の価値が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>ハ 民事訴訟法第2編第4章第7節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法(平成元年法律第91号)の規定による手続であって、本案の訴訟の目的の価格が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>ニ 民事執行法(昭和26年法律第222号)の規定による手続であって、調停を求める事項の価格が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>ホ 民事執行法(昭和54年法律第4号)第2章第2節第4款第2目の規定による少額訴訟債権執行手続であって、請求の価値が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>7. 民事に関する紛争(簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る)であって、紛争の目的の価値が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること</p> <p>8. 筆界特定の手続であって対象土地(不動産登記法第123条第3号に規定する対象土地をいう。)の価値として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の2分の1に相当する額に筆界特定によって通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること</p> <p>9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行うものを代理し、若しくは補助する業務</p> <p>10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務</p> <p>11. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第33条の2第1項に規定する特定業務</p> <p>12. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務</p>
社 員	田内 拓也(特定社員)

名称	司法書士法人NCP
法人番号	11-00179-39-00004
設立年月日	平成22年2月19日
主たる事務所 TEL / FAX	東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄B1階 03-5367-5930 / 03-5367-5935
県内の従たる事務所 TEL / FAX	香川県高松市寿町二丁目2番10号 高松寿町プライムビル4階 087-804-7667 / 087-804-7601
業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること 2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること (ただし、4号に掲げる事務を除く) 3. 法務局又は地方法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること 4. 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること 5. 前各号の事務について相談に応ずること 6. 簡易裁判所における裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続(上訴の提起(自ら代理人として手続きに参与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く)、再審及び強制執行手続を除く)、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続及び民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること 8. 筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行うものを代理し、若しくは補助する業務 10. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務 11. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 12. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務 13. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務
代表社員	井上 真之(特定社員)